光ディスク等（特例届出書適用分）パスワード連絡票の記載要領等

このパスワード連絡票は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の実施に関する省令（以下「実特省令」といいます。）第２条第 17 項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（以下「免除法規則」といいます。）第６条第１項において準用する場合を含みます。）（注１）に基づき提出する光ディスク等に暗号化を施している場合に、その光ディスク等を提出した所轄税務署にパスワードを連絡する際に提出してください。

（注１） 実特省令第２条の２第 16 項（免除法規則第６条第２項において準用する場合を含みます。）、第２条の３第 16 項（免除法規則第６条第３項において準用する場合を含みます。）、第２条の４第 16 項（免除法規則第６条第４項において準用する場合を含みます。）、第２条の５第 17 項（免除法規則第６条第５項において準用する場合を含みます。）、第９条の５第９項、第９条の６第９項、第９条の７第 10 項、第９条の８第 10 項、第９条の９第 10 項に基づき提出する光ディスク等に暗号化を施している場合も同様です。

（注２） パスワード連絡票は、光ディスク等とは別に提出してください。

○ 記載要領

１ 「所在地」欄及び「名称」欄には、支払の取扱者の名称、所在地を記載してください。

２ 「作成担当者」欄には、提出された光ディスク等に関して、回答できる担当者の所属及び氏名を記入してください。

３ 「光ディスク等の種類」欄には、ＣＤ又はＤＶＤの別を記入してください。